

## 詐欺的“サクラサイト商法”に注意！

# 「悩みを聞いて」「お金をあげる」「会いたい」など 有料メール交換サイトを安易に信用しないで！

消費者が内職やアルバイト紹介サイト等に登録後、「悩みを聞いてくれたら報酬を払う」「お金を受け取ってほしい」等のメールが届き、メール交換をしているうちに、いつの間か出会い系サイトに誘導され、高額な利用料を請求されたというトラブルが多数発生しています。メールの交換相手はサイト業者に雇われた「サクラ」の可能性もあり、「報酬が受け取れない」「サクラに騙された」などの相談が、当センターに複数寄せられています。

### 【事例】40歳代 女性 士別市

在宅収入を得たいと思いスマートフォンで「副業」と検索し副業サイトに登録をしたところ、会社経営37歳男性から「悩みを聞いてもらえれば月々20万円の報酬を渡す」というメールが届いた。報酬を得るためサイトに登録しポイントを購入すると、メール送受信に必要な専用回線の利用料、セキュリティの解除など、さまざまな名目で次々に請求を受け、その都度メール相手が後で負担することを約束し、クレジットや銀行振込で総額90万円をサイト業者に支払った。メール交換を150通以上しかし、メールを150回以上継続したが報酬は得られず、さらに10万円を請求されているが支払うことはできない。

### 【ひとこと助言】

- “サクラサイト商法”とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性・芸能人・社長・弁護士・占い師などになりすまし、メール交換等の有料サービスを利用させ支払いを続けさせる出会い系サイトの手口を言います。
- 同情心や興味本位からメール交換等を始めたことがトラブルのきっかけとなります。メール交換の相手を簡単に信用しないようにしましょう。
- 消費者がメール交換等をすればするほどサイト業者が収入を得られる仕組みとなっています。メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性もあり、報酬を得るはずが逆にお金を請求され、後で騙されたとが分かってもお金を取り戻すのは困難です。

## 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

